

## 10月1日から「使用済み家庭用蛍光灯の回収」を開始します



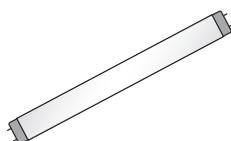
蛍光灯の中には、微量ながら水銀が封入されていて、この水銀やガラス部分は、資源として再利用することができます。市では環境保護と資源のリサイクルのため、「使用済み家庭用蛍光灯」の回収を市内の公共施設などで開始します。回収された蛍光灯は、専門の処理工場に送られて、エコセメントや断熱材などの工業用原料として再利用されます。

環境にやさしい取り組みに、みなさんのご協力をお願いします。

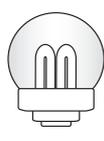
☎ 環境衛生課 (☎826-1111 内線2300)

### ■対象品

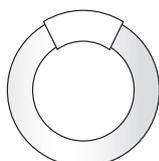
家庭から排出される直管形・球形・環形の蛍光灯



直管形



球形



環形

### ■排出方法

- 回収場所の地区公民館などに「廃蛍光灯回収ボックス」を設置します。

- 蛍光灯は包装から出して、そのまま回収ボックスに入れてください。
- 内部の水銀ガスを回収するため、割らずに出してください。

### 注 意

- 「家庭から排出される蛍光灯」が対象です。事業所からのものは回収できません。
- 箱容器などは処理作業の妨げになりますので、回収ボックスには入れずに資源として分別回収に出してください。
- 割れた蛍光灯は「燃やせないごみ」として出してください。

## 福 医療福祉費受給者の皆さんへ

現在の医療福祉費受給者証(乳幼児、妊産婦を除く)は、6月30日(火)で有効期限が切れ、使用できなくなります。

7月からの新しい受給者証は、6月下旬に送付します。

なお、平成20年分の所得申告が済んでいない方は、新しい受給者証を送付することができませんので、必ず申告してください。

※期限切れとなった受給者証は、個人情報などが記載されていますので、国保年金課、各支所・出張所までお返しいただくか、裁断するなど個人で処分してください。



### ■外来・入院自己負担金助成費(重度障害を除く)の振込月は、年4回です

7月(2・3・4月診療分)、10月(5・6・7月診療分)

1月(8・9・10月診療分)、4月(11・12・1月診療分)

### ◆7月1日(水)から妊産婦医療福祉制度が改正されます

#### ●県の改正内容

妊婦が安全に出産するために治療が必要な妊産婦特有の疾病(異常妊娠、異常分娩など)に限定して、医療費を助成します。

なお、6月30日(火)までに受給者証を交付された方は、従来どおりです。



#### ●市の改正内容

県の妊産婦の医療福祉制度改正に伴い、妊産婦特有の疾病以外の疾病、または負傷の医療に要する費用(自己負担分)は、市が助成します。

市が助成する費用(自己負担分)の支給は、償還払いとなりますので、医療機関などの領収書、はんこおよび口座番号が分かるものが必要となります。

◎妊産婦医療福祉制度の申請は、お早めをお願いします。

☎ 国保年金課医療福祉係 (☎826-1111 内線2316、2406)